

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和7年4月30日(水) 午前9時30分から午前10時25分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202 会議室
出席委員	【農業委員（出席16名、欠席3名）】 ・出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番 大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松本秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、17番松澤正善委員、19番樋口佐登子委員 ・欠席委員：10番猪又正巳委員、16番川合次夫委員、18番松澤隆一委員、 【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席1名）】 ・出席委員：8番池原栄一委員 (以上、出席17名)
出席職員	農業委員会事務局 星野局長、井上次長、小島係長（書記）、小竹主任主査、林主査
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	9番 委員
	11番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.1～No.5 5件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.1～No.24 24件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.1～No.67 67件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.1 1件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3001 1件

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5001～No.5003 3件

議第3号 農用地利用集積等促進計画案について
No.1～No.4 4件

議第4号 農用地利用集積等促進計画案（変更）について
No.1～No.3 3件

日程第4 その他

1 次回農業委員会定例会の日程について

5月30日(金) 9時30分開会 市役所2階201・202会議室

2 今後の日程

6月は推進委員との合同委員会。会議後、懇親会を予定

- ・総会 6月30日(月) 15時30分から開会予定 市役所2階

- ・懇親会

時間 17時30分から

会場 膳処くろひめ3階

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、10 番猪又正巳委員、16 番川合次夫委員、18 番松澤隆一委員の3名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 日程第1＝議事録署名委員の指名について
議長	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶものあり 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。 議事録署名委員には、9 番加藤政人委員、11 番福田幸生委員を指名いたします。 日程第2＝報告事項
議長 小竹主任主査	<報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて5件ございます。 説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 1 番大野地区、大野地内の10 筆 2,355.9 m²について、現況は山林です。 2 番能生谷地区、桂・鶉石地内の7 筆 435.83 m²について、現況は駐車場です。 3 番能生谷地区、柱道地内の1 筆 39 m²について、現況は山林です。 4 番西海地区、田中地内の2 筆 48.97 m²について、現況は宅地です。 5 番能生地区、能生地内の4 筆 214 m²について、現況は原野と山林

議長	です。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長	<報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について 24 件ございます。 説明を求めます。
林主査	報告いたします。3 頁をご覧ください。 今月は件数が多いため参考資料にて説明いたします。 合計 24 件、87 筆 52,056.97 m²となります。理由は労力不足による休耕です。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長	<報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 67 件ございます。
林主査	説明を求めます。 報告いたします。議案の9 頁をご覧ください。 解約についても件数が多いため参考資料にて説明いたします。 合計 67 件、147 筆 139,198.07 m²となります。 今月は法人1 件と個人1 件の離農に伴い、次の耕作者がいない農地について中間管理機構の解約と、令和7年1月に設立した法人に権利移転するための解約が主なものとなります。
議長 片山委員 小島係長	以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 中間管理機構の解約のことで、耕作者変更の場合、どうするのか。 4 月以降は、従前の強化法での相対契約はできないので、中間管理機構の契約か、農地法3条の貸借契約のどちらかを選択することにな

林主査	ります。 中間管理機構の契約は、耕作者だけを解約して別の耕作者に変更は可能です。
福田委員	この件について、借りている耕作者がやれない場合はどうするの か。
林主査	そのような場合、地主は、適切な管理をするか、新たな耕作者を自 身で探す必要があります。次の耕作者が見つけれなければ、双方の 合意解約をせざるを得ないです。
福田委員	そのあたりを整理して説明してほしい。要は、耕作者がいなければ 合意解約、耕作者が現れれば耕作者変更が可能ということ。
議長	他にご質問・ご意見をお受けします。 「なし」と呼ぶものあり 異議なしのご発言をいただきましたので、次に移ります。
議長	<報告第4号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第4号 農地使用貸借契約の解約についてご説明を求めます。
林主査	議案の24頁をご覧ください。 こちらは農地法第3条の使用貸借の解約です。西海地区平牛地内の 1筆572㎡について、使用貸借の解約後、中間管理事業の契約に移行 し、法人が耕作するものです。
議長	以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 「なし」と呼ぶものあり 異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第3 の付議事項について、審議に入ります。
	日程第3＝付議事項
議長	<議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求 めます。
林主査	説明いたします。25頁をご覧ください。 3001番、能生谷地区、小見、平地内の2筆58㎡については、所有

議長	権移転売買です。地図 No. 1 をご覧ください。申請地は県道西飛山能生線沿いの場所です。昨年 12 月に 3 条申請があった場所ですが、同じ場所で、所有権移転で追加の筆として今回申請があったものです。譲受人は県外に居住していて申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 小竹主任主査	<議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について> 議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。26 頁をご覧ください。 5001 番、5002 番の浦本地区、中浜地内の計 7 筆 1,090.92 m²については、駐車場敷地とそれに付随する防風林の植栽の転用です。地図 No. 2 をご覧ください。申請地は市道古御堂線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて寺の利用者の駐車場を造成したいというものです。 5003 番、大和川地区、田伏地内の 5 筆 306.09 m²については、住宅敷地の転用です。地図 No. 3 をご覧ください。申請地は市道東パイパス田伏側道線沿いの場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて住宅を新築したいというものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 <議第 3 号 農用地利用集積等促進計画案について>

議長	議第3号 農用地利用集積等促進計画案について4件ございます。事務局の説明を求めます。
林主査	説明いたします。27頁をご覧ください。
	1番 下早川地区 西谷内地内の1筆1,364㎡については、規模拡大となります。 2番 下早川地区 五十原地内の1筆186㎡については、規模拡大となります。 3番 大和川地区 厚田地内の5筆 12,814㎡については、規模拡大となります。 4番 西海地区 水保地内の2筆2,530㎡については、規模拡大となります。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第4号 農用地利用集積等促進計画案（変更）について> 議第4号 農用地利用集積等促進計画案（変更）について3件ございます。
	事務局の説明を求めます。
林主査	説明いたします。28頁をご覧ください。
	1番 西海地区 栗倉地内の1筆1,701㎡について、耕作者の変更を行うものです。 2番 西海地区 羽生、糸魚川地区上刈5丁目、大野地内、今井地区 西川原地内の合計129筆99,659.31㎡について、耕作者の変更を行うものです。 3番大野地区 大野地内の3筆1,565㎡について、耕作者の変更を行うものです。
議長 片山委員	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 2番の法人は、どのような法人なのか。

林主査	個人の担い手2名が、1月に新たに法人を立ち上げました。個人で耕作していた契約を法人に一本化しているものであります。 他にご質問・ご意見をお受けします。 「なし」と呼ぶものあり] ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	日程第4＝その他 1 次回農業委員会定例会の日程 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 5月30日(金) 9時30分開会 市役所2階201・202会議室です。
小島係長	2 今後の日程 6月の総会は、推進委員との合同委員会で、総会終了後、農地パトロールに伴うタブレット操作研修を予定しておりますし、その後は会場へ移動して、懇親会を計画しています。ご参加ください。
小島係長	他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。
議長	以上